

長井海の手公園ほか 1箇所
指定管理業務基本協定書（案）

※本実施協定書（案）は、現時点において想定される指定管理者の行う指定管理業務の基本事項等を記載したものであり、認定計画提出者が提出した公募設置等計画の内容及び認定計画提出者との協議により、締結当事者及び各条項の記載内容等を修正する予定です。

横須賀市（以下「市」という。）と長井海の手公園ほか1箇所指定管理者●●（以下「指定管理業務担当企業」という。）は、都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）の規定に基づき、長井海の手公園ほか1箇所（以下「長井海の手公園等」という。）の管理に関し、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（協定の目的）

第1条 本協定（附属書類として仕様書を含む。以下同じ。）は、長井海の手公園等施設の指定管理業務について、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1又は本協定に別段の定めがある場合を除き、市、●●●●、指定管理業務担当企業及び●●●●間において締結された令和●年●月●日付け長井海の手公園等交流拠点機能拡充事業実施協定（以下「実施協定」という。）に定められたとおりとする。

（指定管理業務対象施設の供用時間及び供用日）

第3条 供用時間及び供用日が定められている指定管理業務対象施設は、別紙2のとおりとする。ただし、指定管理業務担当企業は、特に必要があると認める場合は、市の承認を得て臨時に変更することができる。

（協定期間）

第4条 本協定の協定期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日とする。ただし、会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 指定管理業務

（指定管理業務の範囲）

第5条 指定管理業務担当企業が管理を行なう指定管理業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1）有料で使用させる指定管理対象施設の使用の許可に関すること。
- （2）指定管理対象施設の施設及び設備の維持管理に関すること。
- （3）その他市及び指定管理業務担当企業が協議して別途定めた事項に関すること。

2 前項各号に掲げる業務の細目及び指定管理業務担当企業が指定管理業務を実施するに

あたって満たさなければならない条件は、公募設置等指針等及び仕様書に定めるとおりとする。

(法令等の遵守)

第6条 指定管理業務にあたっては、本協定のほか、次の各号に掲げる法令等に基づき行なうものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 都市公園法（昭和31年法律第79号）
- (3) 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）
- (4) 都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）
- (5) 都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号。以下「条例」という）
- (6) 都市公園条例施行規則（昭和34年横須賀市規則第13号）
- (7) 横須賀市個人情報保護条例（平成5年横須賀市条例第4号）
- (8) 情報公開条例（平成13年横須賀市条例第4号）
- (9) 行政手続条例（平成8年横須賀市条例第3号）
- (10) その他施設管理に必要な法令等

2 第4条の本協定の協定期間中に前項に規定する法令等に改正があった場合は、市及び指定管理業務担当企業は協議の上、改正された内容を遵守するものとする。

(年度事業計画書の提出)

第7条 指定管理業務担当企業は、会計年度ごとに、公募設置等計画等に基づき、年度事業計画書及び年度収支予算書を提出し、市の承認を得なければならない。

(指定管理業務の実施)

第8条 指定管理業務担当企業は、第5条及び前条に定める内容のほか、実施協定、年度協定、公募設置等指針等及び公募設置等計画等にしたがって指定管理業務を実施するものとする。

2 本協定、年度協定、実施協定、公募設置等指針等及び公募設置等計画等の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、年度協定、実施協定、公募設置等指針等、公募設置等計画等の順にその解釈が優先されるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、公募設置等計画等の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて公募設置等計画等が優先する。なお、前条に定める年度事業計画書の内容が、要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて年度事業計画書に示された水準によるものとする。

(責任分担)

第9条 指定管理業務及び当該業務に付随する業務等における市及び指定管理業務担当企業の責任の分担は別紙3のとおりとする。

(指定管理業務を実施するにあたっての注意事項)

第10条 指定管理業務担当企業は、次の各号に留意して指定管理業務を行なわなければならない。

- (1) 施設の設置目的等公共性を理解し、公平な運営を行うこととし、施設や利用者によって異なるサービスをしないこと。
- (2) 本協定を遵守し、善良な管理運営のもとに指定管理業務を行うこと。

(施設利用者からの意見聴取とその対応)

第11条 指定管理業務担当企業は、市と協議し定期的又は随時に施設利用者から施設利用に関する意見を聴取し、その内容を検討し業務改善に活かすよう努めなければならない。

- 2 指定管理業務担当企業は、前項の意見の内容と回答について、一般利用者が容易に閲覧できる方法で公表に努めなければならない。
- 3 指定管理業務担当企業は前項の内容を、定期的に市へ報告しなければならない。

(施設の特別な利用)

第12条 指定管理業務担当企業は、第19条に定める災害等発生時のほか、指定管理対象施設を次の各号に掲げる公共目的等により特別に利用する必要がある場合、市と協議の上その優先利用、時間延長等に協力しなければならない。指定管理業務担当企業は、そのために必要な費用が生じたときは、市に請求することができる。

- (1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく選挙において、投票所、開票所若しくは個人演説会等の会場として使用するとき。
- (2) 市又は地域住民が防災訓練等で使用するとき。
- (3) 市又は公共的団体等が公的行事を実施するために使用するとき。
- (4) その他市が必要と認めるとき。

(審査基準等の作成)

第13条 指定管理業務担当企業は、指定管理対象施設の使用許可等に関する申請に対する処分について審査基準及び標準処理期間を定め、不利益処分について処分基準を定めるものとする。これらは指定管理対象施設における備付けその他適当な方法により公にしなければならない。

(施設内で事故等が発生した時の対応)

第 14 条 指定管理業務に際し事故等の緊急事態が発生した場合、指定管理業務担当企業は、すみやかに別途定める必要な措置を行うとともに、市及び関係機関に通報しなければならない。また指定管理業務担当企業は市と協力して原因調査を行うとともに、事故報告書を市へ提出しなければならない。

(公園施設の目的外使用等に関する事項)

第 15 条 指定管理業務担当企業は、指定管理対象施設について、施設の適正な管理以外の目的で使用してはならない。ただし、あらかじめ市の許可を得た場合はこの限りでない。

(指定管理業務対象施設の修繕等)

第 16 条 指定管理対象施設の施設及び設備等の修繕は、第 20 条に定める市から支払われる指定管理料(施設修繕費)を充当し、指定管理業務担当企業が行うものとする(ただし、指定管理業務担当企業の管理上における不備並びに指定管理業務担当企業の責めに帰すべき事由による施設及び設備等の損傷は、指定管理料(施設修繕費)の充当はできない。)
2 指定管理対象施設の施設及び設備等の修繕を実施する場合には、修繕の内容・金額について、あらかじめ市の承認を受けなければならない(ただし、10万円未満の修繕に関しては事後報告も可とする)。また、1件につき30万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上の修繕を実施する場合には、金額について複数者(原則として最低2者以上)からの見積りを添付し、市の承認を受けなければならない。

(文書の保管)

第 17 条 指定管理業務担当企業は、指定管理業務に伴い作成し又は収受した文書等(以下「文書」という。)を適正に管理するため、市が指定した内容で文書管理規程(指定管理業務担当企業が独自に作成し、市が承認した規程等を含む。)を定めなければならない。
2 指定管理業務担当企業は、前項の文書管理規程に基づき文書の保存期間が満了したとき又は指定期間が終了したときは、文書を市に引き渡すものとする。

第 3 章 災害等の対応

(マニュアルの作成)

第 18 条 指定管理業務担当企業は、あらかじめ市と協議のうえ、災害等発生時の対応等を規定したマニュアルを作成しなければならない。
2 指定管理業務担当企業は、業務従事者等に対して前項のマニュアルの内容を周知するとともに、必要に応じて訓練や研修を行うものとする。

- 3 指定管理業務担当企業は、本協定の終了に際し、市又は市が指定するものに対して、第1項のマニュアルを引き継がなければならない。

(災害等発生時の対応)

第19条 災害等が発生した場合、指定管理業務担当企業は、前条に規定するマニュアルに基づいた適切な対応を行うとともに、市に被災状況等をすみやかに報告しなければならない。

- 2 市が指定管理業務対象施設を災害等の対策のために使用することを決定した場合は、指定管理業務担当企業は、市の指示に従い当該災害等の対策に係る業務に協力するものとする。
- 3 指定管理業務担当企業は前項に定める協力により生じた、次に掲げる費用を市に請求できるものとする。
- (1) 災害等の対策に係る業務により生じた人件費
 - (2) 災害等の対策に係る業務により生じた施設の光熱水費
 - (3) その他、災害等の対策に係る業務により生じた費用及び損害に関する費用
- 4 前項に定める費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として、市及び指定管理業務担当企業は協議のうえ決定するものとする。

第4章 指定管理料

(指定管理料)

第20条 市は、本協定期間中の指定管理業務の対価として、指定管理業務担当企業に対して●円に消費税及び地方消費税を加算した額を限度として一般経費を支払い、●円に消費税及び地方消費税を加算した額を限度として施設修繕費を支払う。

- 2 市が指定管理業務担当企業に対して支払う指定管理料の年額及び支払方法については、別途年度協定に定めるものとする。

(指定管理料の変更方法)

第21条 前条の指定管理料の変更が必要となった場合については、市及び指定管理業務担当企業が別途協議し第51条に基づき本協定の改定を行わなければならない。

(利用料金収入の取扱い)

第22条 指定管理業務担当企業は、条例第20条に規定する額のうち、長井海の手公園駐車場及び荒崎公園駐車場の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理業務担当企業の収入として收受する。なお、利用料金の減免は、別に定める基準に基づき行う

ものとする。

2 利用料金は、指定管理業務担当企業が、条例及び規則に規定する使用料の額を超えない範囲において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に市の承諾を受けるものとし、必要に応じて市と指定管理業務担当企業の協議を行うものとする。

(口座の管理及び経費の区分)

第 23 条 指定管理業務担当企業は、指定管理料収入及び利用料金収入について、指定管理業務担当企業の他の口座とは別の口座で管理するとともに、指定管理業務に関わる経理とその他の業務に関わる経理を区分して整理するものとする。

第 5 章 物品の帰属

(物品の帰属等)

第 24 条 市は、別途市が定める「貸与物品一覧表」に示す物品等を、無償で指定管理業務担当企業に貸与する。

- 2 指定管理業務担当企業は、前項の物品等について別途定める帳簿を備え、常に良好な状態で管理しなければならない。
- 3 指定管理業務担当企業が指定管理料（一般経費及び施設修繕費）で物品を購入した場合は、購入後の物品は市の所有に属するものとする。
- 4 指定管理業務対象施設において使用する物品の（1 物品あたり）30 万円以下の修繕及び交換（購入）は、指定管理業務担当企業は指定管理料（一般経費のみ）を充当して行うこととする。
- 5 指定管理業務対象施設において使用する物品の（1 物品あたり）30 万円を超える修繕及び交換（購入）は、市が施設機能として必要な物品と判断したものに限り、指定管理業務担当企業が複数者（原則として最低 2 者以上）からの見積りを添付し市の承認を受けたうえで指定管理料（施設修繕費）を充当して行うこととする。
- 6 指定管理業務担当企業は、故意又は過失により物品等を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用（指定管理料の充当はできない。）で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

(指定管理業務担当企業による物品等の購入等)

第 25 条 指定管理業務担当企業は、前条に定めるもののほか、指定管理業務担当企業の任意により自己の費用（指定管理料を除く。）で物品等を購入又は調達し、指定管理業務実施のために供することができるものとする。ただし、当該物品等の毀損滅失にかかる費用については、指定管理業務担当企業の負担とする。

- 2 前項に基づき、指定管理業務担当企業の任意により自己の費用（指定管理料を除く。）で購入又は調達した物品等を指定管理対象施設に持ち込む場合には、市が貸与する物品及び所有権が市に帰属する物品等と混同しないよう整理し、持ち込み物品等一覧表を作成するとともに、毎年度、市へ報告するものとする。

第6章 情報の管理

（個人情報保護規程の作成）

- 第26条 指定管理業務担当企業は、個人情報の適正な管理及び取扱いの確保を図るために、市が指定した内容で個人情報の保護に関する規程（指定管理業務担当企業が独自に作成し、市が承認した規程等を含む。）を定め公表するとともに、これを遵守しなければならない。

（取扱目的の明確化）

- 第27条 指定管理業務担当企業は、個人情報を取り扱うときは、その目的を明確にし、目的達成のために必要な範囲内で行わなければならない。

（本人収集の原則）

- 第28条 指定管理業務担当企業は、個人情報を収集するときは、原則として本人からこれを収集しなければならない。

（利用及び提供の制限）

- 第29条 指定管理業務担当企業は、個人情報を収集したときの目的の範囲を超えて当該個人情報を利用し、又は第三者（認定計画提出者を除く。）に提供してはならない。

（適正な維持管理）

- 第30条 指定管理業務担当企業は、指定管理業務に係る個人情報を次の各号のとおり適正に維持管理しなければならない。

- （1）指定管理業務担当企業の他の事業に係る個人情報と指定管理業務に係る個人情報を厳格に分離すること。
- （2）収集した個人情報については、正確かつ最新なものとする。
- （3）個人情報の改ざん、滅失、漏えいその他の事故を未然に防止すること。
- （4）必要でなくなった個人情報を速やかに廃棄又は消去すること。
- （5）市から利用者に関する個人情報の提示等の要求があった場合には、これに応じること。

(委託の制限)

第 31 条 指定管理業務担当企業は、市が書面により事前に承諾した場合を除き、第三者に個人情報の取扱いを伴う事務を委託してはならない。

(開示、訂正又は利用停止の申出に対する措置)

第 32 条 指定管理業務担当企業は、利用者からの自己の個人情報の開示、訂正又は利用停止の申出があった場合は、第 26 条により作成する規程の定めるところに従い、必要な措置を講じなければならない。

(個人情報に係る問合せへの対応)

第 33 条 指定管理業務担当企業は、個人情報に係る問合せに対応する際は、必ず本人確認を行わなければならない。

(返還)

第 34 条 指定管理業務担当企業は、指定期間が終了し、又は指定の取消しを受けた場合は、指定管理業務の実施に伴い保有する個人情報を直ちに市に引き渡すものとする。

(情報公開規程の作成)

第 35 条 指定管理業務担当企業は、指定管理業務に係る情報の公開の推進を図るために、市が指定した内容で情報公開に関する規程（指定管理業務担当企業が独自に作成し、市が承認した規程等を含む。）を定め公表するとともに、これを遵守しなければならない。

(事故報告)

第 36 条 指定管理業務担当企業は、情報の漏えい等の事故が発生した場合は、直ちに市に報告しなければならない。また、事故の処理にあたっては市と協議して必要な措置を講じなければならない。

第 7 章 事業報告等

(事業報告)

第 37 条 指定管理業務担当企業は、月毎の指定管理業務の運営状況について市の指定する様式により、翌月 15 日までに市に報告しなければならない。

2 指定管理業務担当企業は、毎会計年度終了後、施設の管理に係る事業報告書及びその他報告に必要な書類を添えて毎年 5 月 25 日までに市に報告しなければならない。

3 指定管理業務担当企業は、市が第45条に基づいて会計年度途中において指定管理業務担当企業に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から2か月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

4 市は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、指定管理業務担当企業に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(履行確認)

第38条 市は、前条に基づき指定管理業務担当企業から提出された月次及び年度の事業報告書の内容を確認するほか、指定期間中随時、指定管理業務対象施設において指定管理業務の実施状況を確認するものとする。

また、市が必要と判断した場合には、関係書類提出の請求、利用者その他の関係者への聴取、第三者による外部監査等ができるものとし、指定管理業務担当企業は正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

(是正指導等)

第39条 市は、必要に応じて指定管理業務担当企業が行なう当該指定管理業務又は指定管理業務にかかる経理の状況に関し報告を求め、指定管理業務対象施設へ立ち入り調査し、関係書類の提出を求め、必要な指示をすることができる。また、市は、指定管理業務担当企業に対して指定管理業務の実施状況や指定管理業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

2 指定管理業務担当企業は、前項により指示を受けたときはすみやかに是正等に努めなければならない。また、是正等の措置を行なったときは、市に対し遅滞なく報告を行なわなければならない。

(管理状況の評価及び公表)

第40条 市は、前3条に基づき、指定管理業務担当企業による指定管理業務対象施設の管理状況及び管理実績を評価し、その結果を公表するものとする。

第8章 賠償に関する事項

(指定管理業務担当企業が市又は第三者に損害を与えた場合の賠償に関する事項)

第41条 指定管理業務担当企業は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市に連絡するとともに市の指示に従い、賠償を行なわなければならない。

(1) 指定管理業務担当企業が指定管理業務対象施設の管理、運営及びその他施設の管理

に付随する業務において、指定管理業務担当企業の責めに帰すべき事由により市又は施設利用者若しくは第三者に損害を与えたとき。

(2) 第 45 条の規定により市が指定管理業務担当企業に対し指定の取消し又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたことにより市に損害が生じたとき。

(3) 本協定を指定管理業務担当企業が履行できなくなり、市に損害を与えたとき。

第 9 章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第 42 条 指定管理業務担当企業は、本協定の終了に際し、市又は市が指定するものに対し、指定管理業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 市は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、指定管理業務担当企業に対して市又は市が指定するものによる指定管理業務対象施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 指定管理業務担当企業は、市から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第 43 条 指定管理業務担当企業は、指定期間が終了したとき又は市が指定を取り消したときは、指定を開始した日を基準としてすみやかに指定管理業務対象施設を原状に回復し、市に対して指定管理業務対象施設を引き渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市が認めた場合には、指定管理業務担当企業は管理物件の原状回復は行わずに、別途市が定める状態で市に対して指定管理業務対象施設を引き渡すことができるものとする。

(物品等の扱い)

第 44 条 本協定の終了に際し、物品等の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 第 24 条に規定する物品等については、指定管理業務担当企業は、市又は市が指定するものに対して引き継がなければならない。

(2) 第 25 条に規定する物品等については、指定管理業務担当企業が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、市と指定管理業務担当企業の協議において両者が合意した場合、指定管理業務担当企業は、市又は市が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

第 10 章 指定の取消し

(指定の取消し及び指定管理業務の停止)

第 45 条 市は、指定管理業務担当企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定による報告の要求又は調査に対して、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
- (2) 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定による指示に故意に従わないとき。
- (3) 第 39 条の指示に対する是正が十分でないとき。
- (4) 都市公園条例、同条例施行規則又は本協定に定める規定に違反したとき。
- (5) 申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (6) 経営状況の悪化等により指定管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。
- (7) 横須賀市暴力団排除条例（平成 24 年横須賀市条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等であることが判明したとき。
- (8) 組織的な非違行為を行っていた場合など、指定管理業務を行わせておくことが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
- (9) 団体の法人格等に変更が生じたとき。
- (10) 指定管理業務に必要な資格を喪失したとき。
- (11) 指定管理業務が行われないうとき。
- (12) 実施協定が理由の如何を問わず終了したとき。
- (13) 認定計画提出者が認定計画提出者の地位を取り消されたとき。
- (14) 指定管理業務担当企業から本協定締結の解除の申出があったとき。
- (15) その他、市が必要と認めるとき。

2 市は、前項に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前にその旨を指定管理業務担当企業に通知した上で、次の事項について指定管理業務担当企業と協議を行わなければならない。ただし、指定管理業務担当企業が事実上の解散状態にあるなど協議を行うことができない場合はこの限りでない。

- (1) 指定取消しの理由
- (2) 指定取消しの要否
- (3) 指定管理業務担当企業による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定
- (4) その他必要な事項

3 第 1 項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合は、市は、指定管理料の全額又は一部の額を減額することができ

るものとする。

- 4 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理業務担当企業に損害・損失や増加費用が生じても、市はその賠償の責めを負わない。
- 5 第1項の規定により指定が取り消された場合、指定管理担当企業は、市に対して、違約金として、当該年度の指定管理料及びこれに係る消費税等相当額の合計金額の10%を支払わなければならない。ただし、市が本件都市公園について公の施設を廃止したときはこの限りではない。

(指定取消し等の公表)

第46条 前条の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合は、市は、その事実のほか、指定管理業務担当企業の名称、所在地及びその理由等を公表するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第47条 第42条、第43条及び第44条の規定は、第45条の規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、市指定管理業務担当企業が合意した場合はこの限りではない。

第11章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

第48条 指定管理業務担当企業は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に市の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(指定管理業務の範囲外の業務)

第49条 指定管理業務担当企業は、本件都市公園の設置目的に合致し、かつ指定管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

- 2 自主事業から得られた収入は、指定管理業務担当企業の収入とする。
- 3 指定管理業務担当企業は、自主事業を実施する場合は、市に対して業務計画書を提出し、事前に市の承諾を受けなくてはならない。その際、市と指定管理業務担当企業は必要に応じて協議を行うものとする。

(重要事項の変更の届出)

第 50 条 指定管理業務担当企業は、経営形態、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったとき、又はそれらの変更等を行う予定のときは、遅滞なく市に届け出なければならない。

(協定の改定に関する事項)

第 51 条 次の各号に該当するときは市指定管理業務担当企業協議の上、本協定及び別途定める年度協定の改定をすることができる。

- (1) 物価の大幅な変動その他の事由により指定管理料の変更を行なう必要が生じたとき。
- (2) 災害が発生し、本協定による指定管理業務担当企業の指定管理業務に支障が生じたとき。
- (3) その他市又は指定管理業務担当企業が特に必要と認めたとき。

(協議)

第 52 条 本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、市及び指定管理業務担当企業が協議して定めるものとする。

上記、協定締結の証として本協定書2通を作成し、市、指定管理業務担当企業記名押印のうえ各々1通を保有する。

令和●年 ●月●日

市 横須賀市小川町11番地

横須賀市

代表者 横須賀市長 上 地 克 明

指定管理業務担当企業 ●●●●

●●●●

代表取締役 ●●●●

別紙1 用語の定義

- (1) 「年度協定」とは、横須賀市長井海の手公園ほか1箇所指定管理業務年度協定のことをいう。
- (2) 「指定管理料」とは、市が指定管理業務担当企業に対して支払う指定管理業務の実施に関する対価のことをいい、対価には一般経費（人件費、施設管理費、事務費等）及び施設修繕費を含む。
- (3) 「自主事業」とは、第49条に規定した指定管理業務以外の業務で、指定管理業務担当企業が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- (4) 「設備」とは、原則として建築物等に備え付けられた（定着した）機器のこと、ないしはその機器を設置（置いて取り付ける）するものをいう。
- (5) 「物品」とは、原則として建築物等に備え付けられていない（定着していない）備品（複数年度にわたり使用しうるもの）のことをいう。
- (6) 「消耗品」とは、原則として建築物等に備え付けられていない（定着していない）備品（短期又は一度の使用によって消費されるもの（完成品））
※(5)(6)について、性質等から判別が難しい物品の購入の場合、3,000円以下のものについては「消耗品」と判断する。

別紙 2 指定管理業務対象施設等の供用日及び供用時間

都市公園名	指定管理業務 対象施設	供用日	供用時間
長井海の手公園	公園全体	通年	3月～11月 午前9時～午後6時 12月～2月 午前9時30分～午後5時
	駐車場		3月～11月 午前8時～午後9時30分 12月～2月 午前8時30分～午後9時30分
荒崎公園	駐車場。ただし、有料の期間は、次に掲げるとおりとする。 (1)日曜日、土曜日、休日その他指定管理者が必要と認める日 (2)7月20日から8月31日まで	通年	2月～4月 午前8時～午後6時30分 5月～9月 午前8時～午後7時30分 10月 午前8時～午後6時30分 11月～1月 午前8時～午後5時30分

別紙3 横須賀市と指定管理者の責任分担

項目	内容	市	指定管理者 (応募団体)	備考
協定締結に至らなかった場合	応募に関して負担した費用及び生じた損害		○	
	管理運営の準備のために負担した費用及び生じた損害		○	
不履行	市が協定内容を不履行	○		
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○	
経費の増大・増加	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○	
	市側の要因による運営費用の増大	○		
	人件費、物件費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加		○	注1
	施設の管理運営に関する法令等の変更による経費の増加（本項目の上記内容を除く）	○		
作成書類の誤り	市の書類（仕様書等）の誤りによるもの	○		
	指定管理者が申請した内容（事業計画書等）の誤りによるもの		○	
利用者・住民対応	指定管理業務及び指定管理者が行う業務に関する苦情等		○	
情報の安全管理	市の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩等	○		
	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩等		○	
要求水準の未達成	協定等により定めた管理運営の要求水準が不適合な場合の対策経費の増加や指定管理料の減額等		○	
需要の変動	需要の見込み違いや競合施設等による需要変動による収入減及び経費増加		○	
指定管理業務対象施設に関すること (施設・設備・備品等の損傷)	経年劣化による指定管理業務対象施設・設備等の損傷（指定管理料（施設修繕費）を充当可）		○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による指定管理業務対象施設・設備等の損傷（指定管理料（施設修繕費）は充当不可）		○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない指定管理業務対象施設・設備等の損傷（指定管理料（施設修繕費）を充当可）		○	
	上記以外による指定管理業務対象施設・設備等の損傷	△	△	双方協議
	経年劣化及び第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない指定管理業務対象施設の備品の損傷のうち修繕費（交換（購入）含む）及び調査費等が30万円以下のもの（指定管理料（施設修繕費）は充当不可）		○	注2
	経年劣化及び第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない指定管理業務対象施設の備品の損傷のうち修繕費（交換（購入）含む）及び調査費等が30万円を超えるもの（指定管理料（施設修繕費）を充当可。ただし、本市が施設機能として必要な備品と判断したものに限る）		○	注2
	第三者の行為による指定管理業務対象施設、設備、指定管理業務対象施設の備品等の損傷で、相手方が特定できるが支払能力がない場合。	△	△	双方協議

管理許可施設に関すること（施設・設備・備品等の損傷	経年劣化による管理許可施設・設備等の損傷（指定管理料（施設修繕費）を充当可）		○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による管理許可施設・設備等の損傷（指定管理料（施設修繕費）は充当不可）		○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない管理許可施設・設備等の損傷（指定管理料（施設修繕費）を充当可）		○	
	第三者の行為による管理許可施設、設備等の損傷で、相手方が特定できるが支払能力がない場合。	△	△	双方協議
	管理許可施設の備品の損傷（指定管理料（施設修繕費）を充当不可）		○	
消耗品の購入	消耗品の購入		○	
都市公園条例に基づく使用許可	占有・設置・行為・広告の許可	○		
	上記許可の現地確認業務		○	
	利用料金制度導入施設を除いた公園使用料の減免	○		
	利用料金制度導入施設の公園使用料の減免		○	
	有料施設（駐車場）使用許可		○	
その他業務に必要な保険	業務運営上必要となる保険への加入		○	
指定管理業務対象施設の改修工事	業務運営上必要となる改修工事	△	△	双方協議
事故等に伴う損害賠償	指定管理業務上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		○	
	指定管理業務上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合（騒音、振動、悪臭の発生等）		○	
	市側の要因により、施設の管理業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担	○		
	上記以外の場合	△	△	双方協議
業務終了時の経費	指定期間の満了又は指定期間途中における指定取消しに伴う撤収費用		○	
不可抗力	自然災害（地震、台風など）、暴動等による業務の休止、変更、延期又は臨時休業	△	△	双方協議

注1 光熱水費等の経費が急激に上昇し、管理に支障をきたす場合は双方協議。

注2 金額は原則とし、備品の性質上等、その限りでないと判断される場合には、双方協議とする。

※ 上記以外のことで疑義が生じたときは、双方協議の上、定めるものとする。

添付資料
・仕様書